

BankAmerica の自発的ディスク

ロージャー・コード

—社会責任会計における1970年代の実践的到達点—

櫻 田 照 雄

I はじめに

会計ディスクロージャーを論じる際には、批判的会計学も、通説も、会計の「社会的機能」や「社会統制」機能ないしは「利害調整」機能を論理の出発点とし、ここから会計ディスクロージャーの機能形態のあれこれを論じてきた¹⁾。だが、従来の議論をよく検討してみると、諸資本間の競争——今日では非独占資本を内に含んだ独占資本間の競争として、法的計算単位たる個別企業間の競争として、それは現象している²⁾——が、会計ディスクロージャーの法制化過程に反映する論理や、経営者(=資本家)の意識性が会計に反映する論理は、必ずしも明らかにされているというわけではない³⁾。ところが、1970年代に現

- 1) 通説は経済的資料の測定と利害者集団への伝達というペイトンの会計職能論(W. A. Paton, *Essentials of Accounting*, 1949, p. 1)を基礎に、利害集団の利害調整を会計の社会統制機能とみなしてきた。批判的会計学においては、「資本蓄積のための有力な槓杆としての会計方策の利用」(宮上一男『企業会計制度の構造』1959年, 1ページ)や「客観的経済的關係の中で成立する経済現象を、現実的に成立させるための会計による外貌化」(同『会計学本質論』1979年, 273ページ)に会計の社会的機能を求めてきた。
- 2) 個別企業が個別資本の法的計算単位であることを明らかにし、会計術策の今日の様相を暴いたのは、野村秀和氏(『現代の企業分析』, 1982年)である。野村氏のこの見地なくして、会計と法との相互関係を、より広い意味では、上部構造たる会計や法と、経済的土台との相互関係を科学的に分析することはできないであろう。
- 3) 批判的会計学の多くは、法によって強制される会計ディスクロージャーを対象に分析を進め、その分析方法は、競争の結果である有機的構成の高度化から資本の集中を説き、資本集中の手段として会計ディスクロージャーを位置付ける、というものであった。しかし、この方法では個別企業におけるディスクロージャーの自発性の根拠であり、競争の強制法則が直接に規定する資本家の意識性や能動性は分析の対象とはされず、従って、個別企業や個別資本間の競争がディスクロージャーを法制化する論理にどう反映するかという問題(会計ディスクロージャーにおけ

われた社会責任会計によって、会計学はあらためてこれらの課題を対象とせざるを得なくなった。というのは、まず第一に、現実にSECが要求する以上に企業内容をディスクローズする企業が相次いだからであり⁴⁾、第二に、従来の制度会計上の諸概念では「社会的損失」ないし「社会的費用」を捕捉しえず、さらに、社会責任会計のような経営者の意識性から現実化する会計現象を説明できなかったからである。

会計現象を法則的に把握する際に不可欠の論理である資本家の意識性は、社会責任会計では企業の自発性ないし能動性として明瞭に現われる。この自発性を明らかにすることが社会責任会計の課題となるのであるが、本稿でそのすべてを明らかにすることはできないので、さしあたってバンカメリカ (Bank America) 社が1976年に公表した「自発的ディスクロージャー・コード (Voluntary Disclosure Code)」(以下「コード」と記する)を素材に、経営者の意識性という視点から「コード」の自発性を検討したいと思う。

本稿で取り上げる「コード」は、社会責任会計に対する企業からの回答として最も体系化された事例である。とはいえ、社会責任会計が解明すべき論理で

階級意志の反映ないし貫徹の諸形態)や、ディスクロージャーによる競争条件の一般化が独占と非独占との様々な競争関係に反映する論理などが分析できないのである。とはいえ、批判的会計学において「資本家の意識」を会計理論に正しく位置づけた研究がある。神田忠雄氏による研究である。会計現象に固有の法則性を究明することに会計学の任務を置かれる神田氏は、マルクスの「簿記の機能」(『資本論』全集⑩163~166ページ)に依拠して簿記を資本家による資本運動の合理的管理のための観念の総括として捉えられている(『現代資本主義と会計』34ページ)。さらに氏は、計数管理に用いられる会計上の数値が資本家の意識と意欲(意志?)によって根本的に規定されざるをえないこと、会計が自己増殖過程に投下された価値を収益に対する原価として捕捉するのは、価値増殖の事実に関心するという企業資本家に本来の意識に基づくことを明らかにされている(同上181ページ)。

こうした神田氏の指摘は、会計理論それ自体が「資本家の意識」によって規定されざるを得ないという会計のイデオロギー性や階級性を解明する上で、研究の出発点ともいうべき論点を提起している。しかし、後者の論点に係わっては不充分だと思われる点もある。すなわち、資本家の意識や意志が究極的には特別剰余価値の追求という資本の価値増殖運動に規定されるのは確かなことではあるが、それが直接に資本家の意識に反映するのではない。資本家の意識を直接に規定するのは、諸資本間の競争なのである。「競争は、個々の資本家に対し、資本主義的生産様式の内在的法則を外的な強制法則としておしつける」のである(『資本論』全集⑩772ページ)。ここに会計技術や会計術策の巧拙それ自体が個別資本間の競争上の手段となる根拠があり、またこのことが、諸会計技術・諸会計術策を総括する資本家の実践的イデオロギーたる会計学の発展を

あった「社会的費用の内部化」が試みられてもいないし⁵⁾、社会監査に該当する社会業績評価を明示しているわけでもない。だが、「コード」は「企業の社会的責任」を単なるレトリックとしてではなく、ディスクロージャー制度を利用して表現し、わが国の銀行ディスクロージャーの「モデル」としても取り上げられている⁶⁾。その意味では、社会責任会計の実践的事例として一つの到達点を示していると思われるので、これを検討したい。

II 「企業の社会的責任」の論理構成——CEDの見解を中心に

「コード」は、決してバンカメロカの独創ではない。その理論的な枠組みは、以下に検討するCEDの指針ですでに与えられていた。1960年代から70年代初頭にかけて、アメリカでは人種差別や大気汚染などが政治問題化し、黒人を初めとするマイノリティの雇用機会の均等や環境改善、消費者保護を求める運動が高揚した。これらの運動は、「草の根民主主義」が求める「アメリカ社会のあるべき姿」と現実との乖離を際立たせながら、企業活動の是正を求め、企業批判を強めていった⁷⁾。アメリカの財界団体の一つである経済開発委員会(Committee for Economic Development=CED)は、この企業批判に応えるべく⁸⁾、5年間に及ぶ調査・研究の後に1971年6月、アメリカ企業が直面す

ゝ保証するのである。競争上の有力な手段として会計が発展するという側面に注目すれば、会計現象の合法則性を究明するためには、競争の強制法則を媒介させて、神田氏の論理をより豊かなものにしなければならないであろう。

- 4) 1970年前後の営業報告書における社会的責任の記載状況を整理紹介したものに、西野嘉一郎「企業の社会的責任と営業報告書」(『会計』104(1), 1973年)がある。西野氏は11業種49企業を対象に121項目にわたって社会的責任の記載状況を調査している。これによれば、少数民族対策や消費者、地域住民に関する記述を年次報告書に記載しているのは、殆どアメリカ企業である。
- 5) わが国において公害問題への対応を会計学が求められたとき、黒沢清氏は次のように問題を提起した。「公害の経済的解決とは結局、外部不経済の内部経済化に他ならない。社会的費用または損失を認識し、これを測定し、その発生源が企業活動である場合においては、これらの費用を企業の内部費用に転嫁することである」(『環境会計学の課題』『産業経理』32巻10号, 1971年)。黒沢氏のこの問題提起は、若杉明氏(「公害防止に関する企業の責任と会計問題」日本大学会計学研究所編『会計原則論』)や徳谷昌勇氏(『企業社会責任会計論』)によって継承され、具体的に展開されている。しかし、social costを「社会原価」と言い替え、貨幣換算が可能で企業が現に支出したものに social cost を限定する氏らの論理からは、結局、「公害防止のためには、物価を上げない限り企業の合理化や国家的援助による他ない」という結論が導かれるに過ぎない」のノ

る国内の社会的諸問題に対処する方針として、『企業の社会的責任 (Social Responsibilities of Business Corporations)』と題するステイトメントを公表した⁹⁾。これを素材に、「コード」の前提となる「企業の社会的責任」論の特徴を明らかにしておきたい。

CEDが解決を求められた社会問題には、公害のように「市場原理」では解決不能である体制的問題も含まれていた。公害問題は、資本主義的生産における空費を節約することから生じる。公害を発生させ「社会的損失」を国民に転嫁している企業は、競争の強制法則によって空費を節約するのであるから、いわゆる「市場の自動調整機能」が機能せず、「市場原理」に委ねて置けば解決しない問題であった。資本主義という体制に係わる問題を、CEDは企業の利潤追求活動の枠内で、換言すれば「市場自動調整機能」の回復をはかることで「解決」を試みるのである。「解決」の理論的手段として提起されたのが、「企業の社会的責任」論である。CEDの「社会的責任」論は企業の利潤追求活動を決して否定しはしないのである。

CEDが論じる社会は社会一般ではない。CEDは社会を「企業が依拠する集団」として捉えかえし、この「利害集団」を従業員、株主、顧客と消費者、地域住民に分類する¹⁰⁾。「企業と社会」との関係を企業と従業員との関係、企業と株主との関係等々に還元し、それぞれの側面からこれを捉えようというの

である(角瀬保雄「現代公害をめぐる会計問題」『経済評論』1973年10月号)。

6) 金融制度調査会答申『普通銀行のあり方と銀行制度の改正』1979年、5ページ。

7) その代表的なものとして日本にも紹介されたのが、ラルフ=ネーダーを中心とするグループである。彼らの運動の特徴は委任状勧誘を通じた株主提案権の活用や企業活動の規制立法要求などの法的権利を最大限に活用して、“キャンペーンGM”やFNCB(現在のシティ・コープ)に対する銀行批判を展開した。

8) CEDはこう述べている。「今日の大企業はアメリカ社会において果たすべきその役割について、1930年代このかた最も厳しい世論の詮索をうけている。企業は消費者の利益など一顧だにしないではないか。周囲の社会状況の悪化に無関心ではないか。危険な環境汚染者だ——という不満の声が高まっているのである」(Committee for Economic Development, *Social Responsibilities of Business Corporations*, p. 14)。

9) Committee for Economic Development, *Social Responsibilities of Business Corporations*, 1971. なお邦訳として経済同友会訳『企業の社会的責任』鹿島出版会、1973年がある。

10) *ibid.*, pp. 19-21. 邦訳22~24ページ。

である。第一の特徴は、「利害集団」の個別的利害の調整に企業ないし経営者の機能を求めていることである。

CEDは、企業と「利害集団」との個別的な関係を摘出するにあたって、それを取引関係に還元する。すなわち、企業と利害集団が互いに給付しあう共通の第三者を見出した上で、企業と利害集団との関係を「相互補完的 (complementary)」と把握するのである¹¹⁾。企業と従業員との関係や企業と消費者との関係はそれぞれこう説明される。「従業員は社会生活の多くの部分を企業に依存し、自己の技能や労働組合を通じて企業に大きな力を発揮する」¹²⁾。「消費者は製品やサービスを企業に求めるが、消費者の忠誠を得るには努力が必要である。企業は広告や販売戦略によって消費者の購買慣習に影響を与えうる」¹³⁾。

CEDは企業と「利害集団」との関係を「参加とコミュニケーション」と位置づけるのであるが¹⁴⁾、企業と「利害集団」との関係を相互依存関係からのみ把握する点に、第二の特徴がみられる。こう把握すれば、経営者は個別的利害の調整者であるという「命題」が「論証」される。しかしこの論理では、企業と利害集団との根本的な対立関係は当初から把握できない。「参加とコミュニケーション」の難点は、地域住民が理論的に把握できないことにある。従業員、顧客と消費者、納入業者と企業との関係は、取引という共通性によって相互依存関係を摘出しえたとしても、企業と地域住民を取引関係に還元すれば、地域住民というカテゴリーの中でそれを顧客と消費者、納入業者へと細分化せざるを得なくなり、地域住民を独立したカテゴリーとして、他の「利害集団」と同次元で捉えることができなくなるのである。

以上を前提に、「企業の社会的責任」の遂行にあたってCEDは、「如何にして主要な依拠集団の多様な利益を企業の管理運営に採り入れ、企業を社会の

11) *ibid.*, p. 31. 邦訳44ページ。

12) *ibid.*, p. 19. 邦訳22ページ。

13) *ibid.*, p. 19. 邦訳23ページ。

14) *ibid.*, p. 23. 邦訳29ページ。わが国では若杉明氏がこの見地から社会責任会計における経営者の能動性を論理化している(「エクイティー=アカウンタビリティ概念の発展について」『会計』108(3), 1975年、『現代制度会計論』(1984年)『会計情報と資本市場』(1984年)など)。

中にどう位置づけるか」と問題を提起する¹⁵⁾。企業の収益性を確保しつつ、経営者による利害調整を円滑に進める手立てを提供しようというのである。ここからCEDは次の2つの目的をこのステイトメントに与えている。一つは経営者に対して社会的責任の遂行に向かわせるインセンティブを与えること、いま一つは、社会問題の解決に取り組む企業の姿を政府と国民に理解させることである¹⁶⁾。

前者を果たすために「企業利益という定義を拡大すること」が必要とされる。この意図は、「企業利益を広く定義して、社会問題の解消促進に企業を関与させる論拠を示す」ことにある¹⁷⁾。この定義の拡大は、私企業は自らの利益だけではなく、公共的な利益も追求すべきであるという主張であるかにみえる。だが、私企業の収益性ないし営利性と公共性を等価値とみたうえで、企業と社会との「相互補完」関係を前面に押し出す見解は、さして新しくもない。例えば、会計学の通説がアプリオリに前提する「企業それ自体」論も「所有と経営の分離」論も、実は、大企業が公共の利益の担い手となる側面、換言すれば企業が公共的な存在であることを強調することから出発しており¹⁸⁾、CEDの見解もこれを継承したにすぎない。CEDの新鮮味は、企業が公共の利益の担い手であることを国民に印象づける手段として私企業の公共部門への参入を促すと

15) *ibid.*, p. 23. 邦訳30ページ。

16) *ibid.*, p. 8. 邦訳3ページ。

17) *ibid.*, p. 28. 邦訳38ページ。

18) 「企業それ自体」論を提唱したのはドイツのラテナウであるが、彼の主張は、独占資本主義への移行に伴う企業規模の巨大化によって、その企業の存立なくして国民経済の維持も再生産もありえないという現実を捉え、これを株式会社法の独自の発展と結びつけて、企業を私的利益の追求の団体であるという観念から解放する考え方である（この見解については大隅健一郎『株式会社法変遷論』1950年、参照）。また「所有と経営の分離」論についてはこうである。パーリーミーンズは、AT&Tなどの私営公益事業を例にとり、株式会社の巨大化に伴う株式の分散化と大株主の消滅を述べ、株主総会の権限縮小や取締役会の権限拡大というアメリカ株式会社法の変化によって、「所有と経営の分離」がアメリカ社会の「現実」であると主張した。かくて彼等は、巨大な社会的生産力の担い手となった「企業それ自体」（但し、彼等が表象に置いているのは、国家的社会的共同業務として位置づけられる公益事業なのである）が、私的利益追求を目指す個人大株主の支配からも解放され、その点からもより一層公共的になったと結論するのである（Berley, A. A. & Means, G. C., *The Modern Corporations and Private Property*, 1932）。これらの概念は、このようにすぐれて階級性を帯びた概念なのである。

もに、これによって「市場メカニズム」の回復を企図したことにある。さらに、「地域住民」を企業の「利害集団」と位置づけるのも、企業が公共的存在であることを国民や政府に印象づけ、住宅建設や都市開発などの政府による市場創出政策をはじめ、補助金や政府契約の拡大という政府の協力を引き出すことを意図してなされているのである¹⁹⁾。ここにも「社会的責任」論の実践的意義が見いだせる。

CEDは、企業の公共的側面を強調しはするが、「社会的責任を企業が負うこと」は「利潤追求という本来の企業規律」を果たした上でのことだ、と明確に述べる²⁰⁾。「社会改良」や公共的活動はあくまでも「利潤追求」活動としてなされなければならないというのがCEDの見解の基本をなしている。CEDは「広範な社会的責任を負うことは、利潤追求という本来の企業規律を侵食するのではないか」という経営者の「もっともな懸念」を除去するために、「企業と社会との相互補完関係」という視点に立つことを経営者に呼び掛けている²¹⁾。社会を「利害集団」の集合とみることは、「社会的責任」論に企業の「利潤追求」活動を組みこむ論理の前提となっているのである。

CEDは、「社会問題の解決に取り組む企業の姿を政府と国民に理解させる」ために、「より優れた社会指標と測定技術」の開発を提唱している²²⁾。これは取りも直さず社会責任会計の提唱である。CEDはこう述べている。「最も重要なことは、より優れた社会指標と測定技術が開発されれば、それは経営者が社会改良における企業の最も適切な役割を発見し、正しい戦略を策定し、結果を評価し、その行動を依拠集団に納得させる上で大きな手助けとなるという点である」²³⁾。このようにCEDは、社会責任会計を社会問題に戦略的に対処し

19) *op. cit.*, Chap., 5 参照。

20) *ibid.*, p. 33. 邦訳46~47ページ。

21) *ibid.*, p. 26. 邦訳34ページ。

22) *ibid.*, p. 48. 邦訳72ページ。わが国ではブリヂストン(株)が、社会的責任を遂行しながら経営体質を改善するという目的で、社会責任会計を経営システムに組み入れようと試みている。この試みは、徳谷昌勇『企業社会会計論』(1977年)に「社会責任と会計システム」として紹介されている。

23) *ibid.*, p. 48. 邦訳72ページ。

収益性を確保するための経営管理手段として、また政府や国民に対する説得の武器として位置付けているのである。この点に社会責任会計の本質的性格をみることができる。

以上に述べたように、CEDの「社会的責任」論は、「市場メカニズムの回復」という見地から論理が構成され、「利潤追求」と「社会改良」との調和が意図されている。こうした企業活動を進めるために、経営者意識の転換が「企業利益の定義を拡大」することによって図られ、社会責任会計は経営者のインセンティブを引き出すと共に、政府や国民の企業批判を回避し、企業活動への信頼を回復する手段として構想されているのである。以下ではこの「社会的責任」論の銀行ディスクロージャーへの適用事例である「コード」を検討することにより、社会責任会計そのものの論理構成を明らかにしていこう。

III 「コード」の設定の動機と狙い

前節では企業批判を回避する手段として社会責任会計が構想されたことを明らかにした。これを銀行ディスクロージャーに適用したのが、1976年に公表された「コード」である。

銀行批判の要点は、第一に銀行の経営意志決定に大多数の大衆消費者の意志が反映されないこと、第二に銀行と大衆消費者という力関係の隔絶した当事者間の取引において公平性が確保されず、にも係わらず大企業には各種の恩典が与えられていること、第三に公衆が必要とする情報を銀行がディスクロースしないこと、にあった²⁴⁾。これらの銀行批判の基礎には、銀行のように公共性の高い産業では、憲法に規定され行政手続に適用される「デュー・プロセス (due process of law)」が妥当するとの主張がある²⁵⁾。こうした主張がなされるのも、アメリカの消費者運動において法的諸権利が最大限に活用され、行政

24) Ralph Nader's Study Group Report on First National City Bank, *Citibank*, 1973. 原一郎監訳『シティバンク』、1978年参照のこと。

25) これはアメリカ合衆国憲法修正第5条及び14条に定められ、何人も生命、自由、財産もしくは法により賦与された一切の権利を正当な法の手続 (due process of law) によらずに奪われな

訴訟や規制立法が問題解決の手段とされるからである。このことは法的レベルでの解決を求めるのであるから、批判の対象とされた銀行からすれば、情報を「積極的」に公開し法的な形式を整えることが、銀行への不満を解消する手段ともなりうるのである。この点に経営者の自発性・能動性が現われる法的な根拠がある。そこで、バンカメリアのように大衆預金が資金源泉の根幹をなす銀行では、銀行経営それ自体が公共的な側面をもちあわせることになるので、これを根拠にして公共性を前面に押し出しながら、批判者の側からの「情報公開」要求に応える企業戦略が現われるのである。バンカメリアは、先のCEDが提唱した「社会問題の解決に取り組む企業の姿を政府と国民に理解させる手段」を「コード」という形態で会計ディスクロージャーを利用してこの課題を果たそうとしたのである。次に検討しなければならないのは、説得の手段として会計ディスクロージャーが用いられる根拠を明らかにすることである。以下ではこのことを主として法的側面から検討したい。

当時バンカメリアの会長であったクローセンが、「コード」策定の動機としたのは、銀行監督当局をはじめとして、SECや連邦議会といった当局の規制への対応だけではない。むしろ、彼がディスクロージャー改革の「新しい推進力」と位置づけた「我々の行動に対する公衆の懐疑主義の克服」に力点が置かれたのである²⁶⁾。以下では主にクローセン自身の言葉に依拠して²⁷⁾、「コード」の策定の動機とその狙いを明らかにする。

まず、アメリカの銀行監督行政と銀行ディスクロージャーとの関係について概観しておこう。商業銀行の監督は銀行法に則り、連邦準備制度(FED)・連邦預金保険公社(FDIC)・通貨監督官局(OCC)・州銀行局がこれにあ

いとするものである(鴻常夫ほか『英米商事法辞典』)。さらに手続的には、個人は民主的にその権利利益に影響を受ける政策決定が、意見を述べる機会を与えられることなくなされた場合には、その憲法上の保護を侵害されたものと主張することができる。また実体的には、住民の参加を求めずしてなされた行政決定は、適正手続要件を満たさない瑕疵があるとして、その違法性が追及される(小高剛『住民参加手続の法理』158ページ)。

26) A. W. Clausen, Voluntary disclosure: Someone has to jump into the icy water first. *Financial Executive*, 44 (6), 1976, p. 21.

27) *ibid.*, pp. 20-26.

たる。監督当局が要求する最も重要な企業行動基準は、債権者保護を理念とした銀行経営の健全性である。監督当局は、銀行から提出される種々のデータに基づいて不良貸付・自己資本比率・大口融資などを中心に銀行検査を行ない、銀行の健全性を判断する。「コード」策定当時においては、カリフォルニアの U. S. ナショナル銀行やニューヨークのフランクリン・ナショナル銀行の倒産（1973年、1974年）があり、各行での貸倒損失の増嵩や配当削減が問題化し、銀行経営の健全性と銀行検査の内容があらためて問われはじめたことが、銀行当局による規制強化につながった²⁸⁾。とはいえ、ここで検討する株主向けディスクロージャーの内容を直接に規制するのはあくまで SEC である。

アメリカの商業銀行が SEC と関わりをもつのは、1964年の証券取引所法改正によってである。1934年証券取引所法制定当初は、適用除外を受けていた商業銀行も、銀行持株会社の発展に伴った1964年の同法改正で適用除外条項が撤廃され²⁹⁾、それ以降、アメリカ商業銀行は SEC の規制の下に置かれることになった。しかし、1964年改正法では、「銀行のディスクロージャーについては、従来どおり銀行監督当局がこれにあたる」と定められた。ところが、1974年の法改正によって、「銀行への規制を履行することが公共の利益あるいは投資家保護において必要でないか、適当でない場合を除き、SEC のレギュレーション

28) 銀行検査の内容に疑義を呈した事例を紹介しておこう。銀行検査官の主要な任務は、独自の判断に基づいて「問題のある貸付」を、①特別意見 (Special Mention) ②基準以下 (Substandard) ③問題あり (Doubtful) ④損失 (Loss) に分類することである。②「基準以下」や③「問題あり」に分類された貸付は、総額の50%を超える金額を収益や配当前利益から貸倒引当金に積増しするよう検査官は求める。④の特別意見では貸借対照表上の移動はないが、次の検査までにこの貸付を保証する、何らかの方策を採ることが期待されている。この検査官報告書の写しは重役会に提出されるが、検査官の意見を含んだ箇所は当局が機密事項としている。こうした検査の質を倒産事例から検討すると、1959年から1971年までに倒産した銀行のうち56行についてみれば、34行はその直近の検査で「問題なし」とされ、うち7行は「優秀 (Excellent)」という格付けがなされていたのである (Conen & Co., Quality of Earnings Report, Financial Disclosure by Banks and Bank Holding Companies, Hearings, before The Committee on Banking, Housing and Urban Affairs U. S. Senate, 94th Congress, 1st sess., 1974, pp. 152-154)。

29) この法改正によって100万ドル以上の資産または750人以上の株主を有する銀行は、その証券を SEC に登録することが定められた。また同年12月には FED 及び FDIC はレギュレーション F を設定した。国法銀行に対しては OCC が1967年5月にレギュレーション F と「実質的に同様の」レギュレーションを設定した。

ンの変更後60日以内に、銀行監督当局は『實質的に同様の』レギュレーションを採用する』旨規定され³⁰⁾、かくてディスクロージャーについて管轄権をもつSECの動向が、銀行監督に影響することになる。SECは、当時、貸倒損失や環境へのインパクトに関して、より詳細なディスクロージャーを要求していた。SECの他にも以下のような行政当局がディスクロージャー強化を要求していた。列挙すれば、FTCによる重役兼任調査、提出会議による中小企業・住宅融資（「国家優先事項」）への信用供与、州議会による価格情報のディスクロージャーである。さらにバンカメの株主は重役選出基準とロビイング費用のディスクロージャーを求めていた³¹⁾。

行政当局や議会や株主などのディスクロージャー強化の動きに対応すべく「コード」が策定されるのであるが、クローセンは、「自発的に従わねば必ず次には規制が来る」と判断して、「ながらく監督当局に主導権を与えてきたが、事業の遂行や企業政策といった事柄についての自発的なディスクロージャーを手段に、我々が主導権を握るのだ」とその狙いを明らかにしている³²⁾。

銀行に対するディスクロージャー強化を逆手にとり、先に述べた企業戦略の具体化として「コード」が策定される。そこでの主要な動機は、「公衆の懐疑主義の克服」にあった。クローセンはこう述べている。

「事業に対する誠実されるという点での公衆の信頼が大きく崩れている。——この信頼を回復することが我々の使命なのだ、論争の余地のない自明の事実として、文字に記そうではないか。公衆は我々の行動や言動に懐疑的になっており、この懐疑主義を克服するために我々がなさねばならないことは、我々が真剣に考えている誠実さを日常の取引に用いる方法を公表するための、強力で特別なものさしを示すことである」³³⁾。

30) 93PL495 (1974年10月)。このことはディスクロージャーの管轄権が従来の銀行監督当局からSECに移行したことを示すものであり、銀行監督当局のいう債権者保護の論理とSECのいう投資家保護の論理との対立・調整という課題が銀行ディスクロージャーに課されることになる。この問題については稿を改めて論じることとした。

31) A. W. Clausen, *op. cit.*, pp. 23-24.

32) *Ibid.*, p. 22.

クローゼンの見解は理論の枠組みにおいても、「強力で特別なものさしを示す」という「懐疑主義」を克服する手段においても、CEDの「社会的責任」論と軌を一にしており、「コード」はCEDの「社会的責任」論を銀行業界で具体化したものと位置づけられる。CEDの言う「国民を納得させる手段」としてディスクロージャーを利用する限り、SECディスクロージャーを規定する投資家保護の論理を超えねばならず、「公衆」に対する会計責任を認めざるを得なくなる。ここに会計責任を拡張せざるをえない理由がある。かくして「コード」では、「公衆は、バンカメリカの経済的・社会的福祉に関する貢献と、法律上・道徳上の規範の遵守が価値があり、また充分なものであるかを判断するのに必要な情報を受け取る資格を有する」³³⁾ とうたわれることになるのである。

以上が「コード」の策定に至る経過である。では「コード」の自発性がどこに存するのか、「コード」の自発性とは如何なる意味をもつのかを、その内容に即して検討しよう。

IV 「コード」の内容

「コード」は、1976年10月に公表され、78年12月に改訂された。ディスクローズすべき項目として設定されたのは72項目に及ぶ。紙幅の都合でそのすべてを紹介し、検討することはできないので、以下では「コード」の特徴を中心に紹介し、これを論じることとする。

さて、SECのディスクロージャーガイド³⁵⁾や他の銀行の年次報告書と比較した場合に、「コード」の特徴はどこに求められるのであろうか。まず第一に指摘できることは、先に述べたように会計責任を公衆にまで拡充していることである。この点にバンカメリカの独自性がある。次いで、SECガイドと比較

33) *Ibid.*, p. 21.

34) BankAmerica Corporation, *Voluntary Disclosure Code*, p. 5.

35) SEC Release NO. 5735, 1976. 8. 31.

36) 「消費者信用保護法 (Consumer Credit Protection Act)」(1968年)、「公正信用報告法 (Fair Credit Reporting Act)」(1970年)、「クレジット機会均等法 (Equal Credit Opportunity Act)」(1974年) など。

すると、「バンカメロカが100万ドル以上（持分資本及び貸出を含む）の投資を行なっているすべての子会社及び関連会社」の「投資または貸出している金額」や、「バンカメロカの社会政策」がディスクロージョされていることが第二の特徴である。関連会社及び子会社における重要性基準が対総資産比率ではなく金額基準である点にその特徴があり、後者については証券取引所法に規定のないものも含まれる点に特徴がある。これらに「コード」の自発性を見いだせる。さらに、消費者保護諸法³⁶⁾や雇用機会均等法と「コード」の諸項目を比較すると、「預金勘定の約定や貸付条件」や「不動産貸付の約定」、さらにはマイノリティの雇用機会を確保するための企業努力を報告した「連結平等雇用機会雇用者報告」などは、すでに関連する法律で公衆へのディスクロージャーが定められていた項目である。

「コード」の項目を整理すれば、概ね以下のものとなる。(1)SECガイドで規定された項目、(2)ガイドでは定められていないが、「信託部門の保有株式(名目勘定)」や「子会社一覧」のように、他行の年次報告書でも1960年代には頻繁にディスクロージョされていたもの、(3)先述したカリフォルニア州議会などがディスクロージャーを求めていたもの、(4)消費者保護諸法や選挙資金規制法などで公衆にディスクロージョするように定められたもの、(5)「バンカメロカの企業綱領」のように「バンカメロカの社会政策」に含まれるもののうち、法的な報告義務のないものである。

「コード」の項目を検討すると、ディスクロージョされる項目の大半は、すでに法によって公衆へのディスクロージャーが義務づけられたものである。しかも、それらは従来のバンカメロカの年次報告書でも、折りに触れて記載されていた。ディスクロージョされる項目からみた場合、「コード」の自発性は、議会などのディスクロージャー要求を先取りしたこと、「社会政策」関連項目をディスクロージョした点にある。だが、担保付貸付や企業への長短融資の明細などはいかにバンカメといえども明らかにされてはいない。しかも、「社会政策」に限らず、一般に企業が行政当局に提出した企業情報は、「情報の自由に関する

法律 (Freedom of Information Act) (いわゆる「情報公開法」) にいう「企業秘密」に該当しない限り、公衆にディスクローズしなければならないのである。このように「コード」の自発性は、ディスクローズすべき項目それ自体ではなく、法によってディスクロージャーが強制された項目を「コード」という形態に一括して公衆への会計責任を認めたこと以外には、経営者の判断による企業戦略を「コード」で裏付けた点にある。

では「公衆の懐疑主義」を克服する手段として何故ディスクロージャーが用いられうるのかということ、を、「コード」の意義を検討することを通じて明らかにしたい。

V 「コード」の意義

最初に検討しなければならないのは、「コード」に掲げられた「制約」事項である。というのは、如何に広範に企業情報をディスクローズすると宣明しても、厳格な制約が加えられるならば、その意義は画龍点睛を欠くと言わせざるを得ないからである。「コード」ではディスクロージャーを制限する根拠として、「投機的なあるいはなんらかの判断を示す資料」、「誤解を招くような形式で作成された資料」、「競争上の地位を害する情報」という、証券取引所法での投資家保護規定や情報公開法に定められた個人のプライバシー保護規定、さらには同法で定められた「企業秘密」が掲げられている³⁷⁾。また、「意見・予測・計画・推計その他の主観的な資料」は、「投機に導く可能性があり」、これに該当する情報はディスクローズしないと定められている³⁸⁾。ここで、個人のプライバシー保護や詐欺的行為の防止を「コード」の「制約」とすることには異論をはさむ余地はない。問題は「企業秘密」を「制約」の根拠とすることであり、この「秘密」の内容が問われねばならない。

「コード」は「競争上の地位を害する情報」は「企業秘密」にあたるとして

37) BankAmerica Corporation, *op. cit.*, p. 6.

38) *ibid.*, p. 6.

いるが、これは情報公開法の「企業秘密」条項を援用したと思われる。「企業秘密」の判断は、まず行政機関が請求資料の提供というかたちで判断し、行政に対して不服があれば裁判所の判断をあおぐことになる。情報公開法の「企業秘密」条項に関する当時の判例は、「コード」でいう「競争上の地位を害する情報」という、規定を支持しており、この判例は当時の法曹界で広い支持を獲得していた³⁹⁾。この「企業秘密」を「コード」は「制約」の根拠としたのであるから、行政当局の判断や裁判所の判例に依拠することによって、「コード」はアメリカの消費者運動に対して、その妥当性を主張できるのである。

以上のような行政当局の判断や判例——さらにいえば法規範のもつ公共性——に依拠して「コード」の正当性を根拠づけるという論理は、次にのべる「社会監査」に係わる問題においても適用されている。検討すべきことの第二は、社会業績に関する監査問題（いわゆる「社会監査」）である。公衆にディスクローズされる情報に「経済的福祉に関する貢献」が掲げられたことは、そうした会計計数の「真実性」や「適正性」、ひいては「コード」の信頼性をどう担保するのかという問題を提起する。SECレギュレーションの会計計数は、公認会計士監査を通じてその「真実性」や「適正性」が担保されるのであるが、「コード」にいう「社会政策」に関する事項は、業績評価基準が不明確であるために公認会計士監査にはなじまない。それゆえ「コード」は何らかの方策で「真実性」や「適正性」を担保しなければならないが、「コード」では間接的にこのことが果たされている。すなわち、「コード」で自発的にディスクローズされる情報の大半が消費者保護法などで行政当局による公衆へのディスクロージャーが義務づけられたものであり、バンカメrikaは当局への情報提供項目を「コード」に転用しているのである。これらの法規は「公共の利益」という

39) 「秘密 (Confidential)」の概念については、1974年のワシントン特別区控訴裁判によるナンソナルパーク事件での判例が広い支持を得ていた。それは「秘密」を「商業上もしくは金融上の情報の開示が(1)将来において必要な情報を収集する政府の能力を損なうか、または(2)情報源たる者の競争上の立場に実質的な損害をもたらすという、いずれかの効果を有する場合、としている。奥平康弘「企業情報の秘密保護と情報公開——合衆国の問題状況」『ジュリスト』774号、99ページ参照。

観点から立法化されているので、個々の項目ないし計数は、法や行政当局によって権威づけられ、バンカメロカ自身が項目の各々について「公衆の保護」や「真実性」を斟酌する必要はないのである。それゆえ「コード」では、社会監査を回避しうるし、「真実性」も「継続性」などの会計諸原則によって担保されたものではなく、法や行政当局がもつ信頼性を利用した公衆の信頼性の獲得という論理が採られている。しかも、「公衆の懐疑主義」を克服する手段として会計ディスクロージャーを用いれば、それが果たしてきた諸機能をも前提することもできる。これらの点に「企業の社会責任」を会計ディスクロージャーを用いて表現する理由が存するのである。

VI お わ り に

本稿では「コード」を素材に、社会責任会計に現われた企業の自発性を法的側面を中心に検討した。社会責任会計は、「知る権利」を具体化した各種の法制度や既存の会計制度それ自体に、経営者の意識が付け加わって成立すること、つまり社会責任会計が、既存の法的・会計的諸制度に依拠し、自らの経営戦略への公衆の信頼を確保する手段となる論理を明らかにした。このことによって「情報公開」を求める消費者運動と会計ディスクロージャー拡大との関連が明らかになるのである。しかしながら、本稿ではこの経営者の意識を一方向的に前提し、それを根拠づける論理については何ら論じていない。この点については、「コード」の策定に至る経済的根拠の分析を通じて稿を改め検討したい。

最後に、公衆に対する会計責任を認めた意義を、バンカメロカと公衆との側面から述べておわりに代えたい。バンカメロカの側から「コード」の意義を述べるとこうである。まず、ディスクロージャー・コスト削減を否定する訳にはいかない。「資料の提出方法」を「公衆の請求に応じて提出する」と定めたことが、コスト削減に大きく寄与したことをオルークが指摘している⁴⁰⁾。また、

40) John J. O'rourke, Voluntary Disclosure: Yes or No? BankAmerica's Story, *Directors & Boards*, 4(2), P. 12, 1979.

「コード」の策定によってディスクロージャー問題の「主導権を握る」としたこととあわせ、当局の介入を排除して直接公衆にディスクロージャーすることは、「開かれた銀行」というPR効果、イメージづくりとなることも否定できない。さらに、「コード」は法やSECディスクロージャーを前提に構成されているので、企業情報の「真実性」や「適正性」は、単なる企業広告よりも一層信頼に足るものとして公衆に受容されうる。CEDが求めた「単なるレトリックよりもはるかに強い説得力をもつ」手段となるのである。

他方、消費者の側から「コード」の意義を述べるとこうである。「企業秘密」という「制約」はなんら会計責任拡充の意義を損なうものではない。というのは、確かに「コード」は社会監査を回避しはしている。しかしながら公衆への会計責任が「コード」において認められることによって、従来の投資家保護・債権者保護の論理では認められなかった「利害関係」をもたない消費者であっても、バンカメ리카との個別的交渉を通じて企業情報を入手できるのである。このことは企業情報の公開がバンカメ리카と公衆との力関係の舞台にすえられることを意味し、消費者保護を発展させる契機ともなる。この点に会計責任拡充の消費者にとっての意義が存するのである。